

令和8年度第1回松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議 議事録

日時：令和8年8月21日（金）午後6時30分から

会場：松戸市役所 議会棟3階 特別委員会室

事務局

定刻となりましたので、ただいまより、令和8年度第1回松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を開催いたします。それでは会に先立ちまして、福祉長寿部長の川崎よりご挨拶申し上げます。

川崎部長

皆様、こんばんは。福祉長寿部長の川崎でございます。本日は、ご多忙のところ、夜の遅い時間にも関わらず、「令和8年度第1回松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先週の千葉豪雨に際しまして、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。市としましても、復旧に向けた対応や支援に尽力しているところでございます。一日も早く、皆様が安心して日常生活や支援を再開・継続できるよう、引き続き、可能な限り支援に努めてまいります。

さて、改めまして、本会議は、保健・医療・福祉、学校教育など、様々な分野の皆様に、医療的ケア児等の支援の現状を共有していただき、関係機関の連携を深めていただくための重要な場でございます。

医療的ケア児等を取り巻く環境においては、医療・福祉・教育の各分野が連携し、切れ目のない支援を行うことや、ご家族の負担を軽減することなどの課題がございます。

また、今回のような被災時においても、医療的ケア児等とそのご家族が安心して必要な支援を受けられる体制づくりも、課題の一つとなっていると考えております。

本日も限られた時間ではございますが、皆様にそれぞれのお立場からご意見をいただき、今後の支援の充実につなげてまいりたいと考えております。 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日の出欠についてご報告いたします。学校教育部特別支援教育課長 山口の代理として、補佐の福村にご出席いただいております。医療法人財団はるたか会 前田様よりご欠席の連絡を頂戴しております。

また、本日は流山市より、本市の取り組みについて情報収集をしたいとお申し出があり、流山市の職員の方と西深井地域生活支援センターすみのの職員の方にもご出席いただいております。

今年度より、構成員の変更がございます。松戸市訪問看護連絡協議会 佐塚様、千葉県松戸保健所 後藤様に新たにご参加いただくことになりました。つきましては、簡単に自己紹介をお願いします。

後藤様

千葉県松戸保健所地域保健課長の後藤と申します。この4月に松戸保健所に異動してまいりました。

以前も松戸保健所に勤務しており、その時一緒に活動していた富永さんや駒口さんとまたお会いでき大変嬉しく思います。当時から医療的ケア児の支援を、我々は小児慢性特定疾病の医療費助成の窓口として対応するとともに、自立支援事業というかたちで交流会、支援者の研修会等を実施しています。引き続き、各機関・支援機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐塚様

松戸市訪問看護連絡協議会の顧問をしております、佐塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、お手元にごさいます、松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議設置要綱にあるとおり、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長とされています。

これからの議事につきましては、議長に進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

川崎議長

本日の会議、限られた時間ではありますが、円滑に進行できるよう努めてまいりますので、皆さまのご協力よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本連携推進会議の公開につきましては、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約のうえ、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おさください。また、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

本日の会議では、円滑な議事運営のため、発言は原則として構成員の皆様をお願いしたいと思います。

なお、議事の進行において必要な場合には、構成員以外の方に議長からご意見やご説明をお願いする場合がございますので、その際にはご協力をお願いいたします。

本日、1名の方から会議を傍聴したいとの申し出がございました。傍聴を許可いたします。

川崎議長

当初の次第にはございませんが、本日ご欠席の前田委員より情報提供いただいた医療的ケア児支援法の改正法の概要と主なポイントをご説明いたします。

事務局

(前田委員の資料をもとに、医ケア児支援法の改正案の概要を説明)

川崎議長

当初の次第に沿って議事を進めさせていただければと思います。

それでは、議事1 次期障害者計画について、資料1、1-2について、事務局から報告をお願いします。

事務局

はい、事務局です。ご覧いただく資料は、黒字で『資料1』とある資料になります。

今回貴重なお時間をいただきましたので、前回5月の松戸市障害者計画推進協議会にて説明をさせていただきました、障害者計画の全体概要及び、医療的ケア児等の支援体制の整備に係る項目について、共有を図ることを目的に、お配りした資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、1.「計画概要」です。松戸市障害者計画推進協議会の中で検討する「まつど3つのあいプラン」は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を一体として整備するものとなっております。こちらは、計画期間が令和6年度から令和8年度までとなっております、今年度が現行計画の最終年度であると同時に、次期計画策定準備のタイミングとなっております。

次に、2.「計画の位置づけ」をご覧ください。松戸市では国及び県の障害施策にかかる計画や、市の最上位計画である「松戸市総合計画」や「松戸市地域福祉計画」等の関連計画と整合を図りながら、これらの計画を一体的に整備しています。

続いて、3.「計画の体系図」についてご説明します。こちらは基本理念として「ふれあい・認め合い・支え合い」交流を通して相互に尊重し、共に生きる」を掲げまして、各施策の整備を図っております。

裏面をご覧ください。現行計画における各種施策の指標値をまとめた体系図になります。中央の太枠部に、令和7年度に各種アンケート調査を実施した際の、指標値の到達状況について、まとめてあります。

医療的ケア児等に関する部分は、第2節「ライフステージに応じた切れ目のない支援」4段目、「医療的ケア児等の支援体制の整備」が重点項目、指標値として、居宅介護、生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所のうち、『医療的ケアを実施している』と回答した事業所の割合が入っております。

最後に4.「今後の策定工程」をご覧ください。昨年度は、各種アンケート調査やヒアリング調査等を実施し、指標値の到達状況の整理や、障害福祉施策に関する課題の分析を行いました。今年度はあと2回協議会を開催し、次期計画を策定し、令和9年度から新しい計画期間が始まる流れでございます。

続きまして、資料1－2「第5次松戸市障害者計画の体系の検討」をご覧ください。

こちらは、昨年度までの各種検討事項に基づきまして、施策の体系についての事務局案を整理したものです。まず、前提といたしまして、現計画と施策体系の枠組みについては大きく変更はありません。

太枠で囲ってある箇所が重点項目です。1節に対して1つあり、前計画より引き続きになっています。今回ご説明するのは、医療的ケア児等に関する項目となっておりますので、先ほどと同じ第2節の「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の、「4 医療的ケア児等の支援体制の整備」の具体的な取り組み欄をご覧ください。こちらは今までも議論してきた内容ですが、医ケアコーディネーターについて、市における役割を整理し、どのような運用ができるか、他市の事例や実態を確認しながら、検討していきます。

佐塚様

「切れ目のない支援」というところで、医療的ケア児の方々のうち15歳から18歳までの、中学校を卒業して高校から特別支援学校に通わずに自宅にいる人たちの数はどのくらいいるのかということと、その方々が現在放課後等デイサービスに通えずにどう生活しているのかは、調べているのでしょうか。

事務局

そちらのデータに関しては、事務局で確認できていない部分でございます。アンケート調査は令和7年度に行っており、計画に基づき3年に一度調査をさせていただいていまして、その分析も行っていますが、データを取り切れていないので、ご質問に対するご回答としては今のところ答えがないです。

佐塚様

以前も一度質問したことがあるのですが、15歳から高校に行かないと放課後等デイサービスには通えないと決まっているかと思えますけれども、松戸市には、その方々が高校に行かなくても放課後等デイサービスに通える体制を作るといったことはできないのか、考えていただきたいと思います。

川崎議長

続きまして、議事2 医療的ケア児等支援機関からの取り組みについてです。

はじめに、NPO法人子育てひろば ほわほわ駒口様から、ご報告をお願いいたします。

駒口様

皆様、こんにちは。私は、NPO法人子育てひろば ほわほわの駒口と申します。

毎月1回、ほっとる一む東松戸の中で医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族・きょうだいの広場を開催しております。内容としては、イベント的なコンサート、制作や感覚遊びなどを取り入れ、その後にお茶を飲みながらの交流、同じ境遇の方同士の交流を図るということが続けております。平均すると6～7組の方が参加されていて、看護師とそれから相談員の富永さんがいつもいてくださるので、初めての方でも安心して参加できる体制を整えている状況です。

昨年は保健所の方と協働で特別支援学校の先生に来ていただき、講話を開催することができました。今後の生活のこと、進路、特別支援学校がどんなところなのか、と考えるきっかけになったと、参加された皆さんからは「聞くことができてよかった」とお話をいただいています。

それと、カフェ企画を今年の2月に行い、「ほわほわの森カフェ」で、移動珈琲店に来ていただきました。そこでコーヒーを1杯ずつ入れて差し上げ、それを飲みながら病気のことなど、皆さんが思いを語る会になりました。自分の選んだ淹れたてのコーヒーを飲むことが気持ちをほぐして、皆さんの繋がりを深めることを実感できました。この移動珈琲店の方は、元特別支援学校の先生で、ご家族の状況や医療的ケア児についても広く深く理解していました。これからも応援してくださるとのことと、とても心強い思いで取り組むことができました。今後は、保健所とのコラボ企画で、医療的ケアのお子さんの摂食や嚥下に関する講話を予定しています。

保護者の方が、毎回参加する中でいろいろな思いを語るできるようになったので、当事者ならではの視点や、お母さん・お父さんたちの主体的な企画を考えているところです。

あと、看護師の件ですが、毎回1名から4名の看護師にご協力いただいている。看護師の確保をどう安定化させていくかを佐塚さんにも相談させていただきながら、今後の取り組み方を検討している最中です。

アンケートで、「いろいろなイベントに参加できすごく楽しい」、「大変なこともあるけどここに来ることすごく気持ちが晴れる」などと言っています。いろいろな情報を共有できる場になっているので、「児童発達支援事業所の情報が知りたい」、「18歳以上になるとどうなるのか」、「先輩のママに子育て・将来的な学校のことなどお話を聞く機会がほしい」といった意見もありました。それを今後の活動にも活かしていき、参加される皆さんが満足できる場にしていきたいと思います。

川崎議長

看護師さんの確保が難しいというお話でしたけれども、毎月同じ方というよりは、メンバーが入れ変わっていくことが多いのでしょうか。

駒口様

はい。毎回こちらから事業所宛に参加できる方を募るかたちです。そこに手を挙げてくださる方が、いる時もあればいない時もあるという状況です。毎月、医療的ケアが必要なお子さんが3～5人になることが多いです。毎回人数が違うので、看護師の確保については、富永さんや佐塚さんと一緒に相談させていただいて、これからどうしていくかを今話し合っている最中です。

富永様

看護師の確保は、まず佐塚さんに訪問看護協議会からお声掛けいただいている。事業所では緊急対応などのシフトがあるほか、休日もばらばらのため土曜日や日曜日の開催日に、なかなか看護師の方のお休み

と合わない。事業所に、休日をお願いするか、派遣にしてもらうのか調整が難しいところです。

全体的な提案としては、看護師の方個人で登録していただけたら、すっきりするのかと思います。その日がお休みなら、そこは有償ボランティアのかたちで来てくれるのではないかと案を考えています。

川崎議長

それでは、次に、NPO法人こども子育て・発達支援研究会 富永様 お願いします。

富永様

「令和8年度第一回医療的ケア児研修会」の白黒のチラシと資料3を見てください。

松戸市は地域的に医ケア児が多いので、どうしても私の手に余ってしまう。いっぱいいっぱいになっていたんで、どうにか相談員を増やしたいということで、松戸市と企画を練り、2回研修会を行いました。

東葛地区医ケアコーディネーター交流会・柏市・流山市・我孫子市・野田市・松戸市の共催で、今年は研修会を開きました。「東葛地区医ケアコーディネーター交流会」とは、松戸市・柏市・流山市・我孫子市・野田市の5市で活動する医ケアコーディネーターや医ケア児の支援者・医療者・行政が任意で年に1～2回集まり、地域課題や情報共有をしているグループです。「これ困っちゃうよね」「短期入所先が無いね」といったことや防災について、医ケアを受ける相談員がいないこと等について皆で愚痴を言い合うような会でした。去年の研修会も講師やファシリテーターなどをその方たちに協力依頼して実施したら、なかなか楽しい良いものになったと自負があります。令和8年度から「世話人会」を発足させ、組織化まではいかないですけれども、やってみようということで始めました。

今回の研修は「訪問診療と訪問看護について知ろう」というテーマを持ってきました。医ケアの相談に入るハードルは、やはり医療です。医療の知識がないと医ケア児の相談はできないと思っている方たちがとても多いです。それが医ケア児の相談支援員が少ない理由の一つだと思います。あおぞら診療所まつどの看護師の方からは訪問診療について、そして訪問看護ステーションしおりの看護師の方からは訪問看護について、講義を受けました。その中で、「医療のことは医療に任せてください」と言っていただきました。私たちがそんなに医療のことを知らなくても、看護師や医師の先生方に自分から学ぶ気持ちがあれば何でも教えてくれるということを、この研修会で確認したところです。アンケートには40名の参加者のうち22名から回答がありました。医ケア相談に対するハードルが下がったかなというのと、訪問看護や往診の先生方がより身近に感じられてきたのではないかと、というのが分かるようになっていきます。

このような研修会をこれからも続けていきたいですが、この東葛地区医ケアコーディネーター交流会として始めたので、5市の中で持ち回りにしていこうという案を今進めています。松戸市内で協力して下さる方が増えていくことを感じている研修会です。以上です。

川崎議長

私からで恐縮ですが、話し合いの中で防災の話も出たとおっしゃっていたと思いますが、防災だとういった課題がある、というお話が多かったでしょうか。

富永様

松戸市は医ケア児の避難計画を立てるのを、訪問看護の方へ委託されていますよね。相談員は最初のモデル事業の時に少しお声掛けいただき、計画を立てるまでのいろいろな見学などにお付き合いさせていただいて、私も勉強になりました。

流山市は5市の中で一番相談員が関わる仕組みで、避難計画を相談員が書きます。その中で、避難訓練の見学に伺ったのですが、今それを相談員の私にやるよう言われると、大変難しいと思っています。

川崎議長

今回の市の話ですけども、個別避難計画を出していただいて、避難者名簿に載っている方は、やはり手厚くフォローできている状況です。名簿として把握していますので、ご家族の状況、どこに住んでいて何の障害を持っているかを把握して個別アプローチできておりますので、個別避難計画や避難者名簿に載っていただくことはたいへん重要だと実感したところでございます。業務上のご負担などもあるかと思いますが、ぜひお声掛けだけでもしていただければと思います。

佐塚様

防災について、最近松戸市内で水害が起きましたけれども、私は幸樹会も運営していて、そこが床上浸水しました。今でもエレベーターが壊れていて直っていない状況ですが、もし医ケア児の方がこの辺りに住んでいたらどうなっていたのか。助けに行くにも、前が川のように流れていました。手伝いに行くこともできなかった。そういうときにどうしたら良いのかは本当に考えておいたほうが良いと、今回実際に自分が感じたことでした。松戸市内は地震だけでなく、水害やいろいろな災害があることを経験者の人たちに聞いて、それを元に計画を立てていくのも大切だと感じました。

川崎議長

施設で事業所を持っている方には、県から事務連絡が出ていますが、被害状況について施設登録していただくと、災害救助法の適用で補助金が出る可能性がありますので、ご失念が無いようお願いいたします。そうしましたら、次に、千葉県松戸保健所様 ご報告をお願いします。

大越様

松戸保健所における医療的ケア児に関する取り組みについて報告いたします。松戸保健所の大越と申します。今年度の取り組みについて大きく5つあります。

1つ目に、医療的ケア児等家族の交流会です。松戸市の交流会は、先ほど発表がありました、月に1回開催されている「ほわほわの森であそぼう」との協働事業として、今年度は9月21日に開催する予定です。本市には千葉県医療的ケア児支援センターぱらりすの摂食・嚥下障害認定看護師をお招きし、特殊栄養や経管栄養のあるお子さんと保護者を対象に、食事のお悩み相談会というテーマで講演をいただき、講演後は保護者同士の悩みや解決策の共有、また、個別の悩みに対して専門家から意見を聞ける時間を設けます。幅広い悩みを解決できるよう、講師の他にも歯科衛生士や看護師にも参加していただく予定です。また、きょうだいも楽しめるよう、玉入れや剣玉、ボーリング等のレクリエーションを実施する予定です。

交流会は流山市でも実施します。流山市には医療的ケア児とその保護者が交流できる場を提供するため、令和7年度より西深井地域生活支援センターすみれ、みんなのFratto、流山市、松戸保健所が共催し、交流会を開催しているところです。今年度は3回の交流会を予定しております。昨年度から交流会を開催する中で、参加した保護者同士で食事会を開いたり、LINE グループを作ったりするなど、交流会以外の場でも交流が続いている様子が見られています。この交流会をきっかけに、同じ地域で生活する医療的ケア児の保護者同士のつながりが生まれています。

2つ目、地域支援者研修会です。今年度は「医療的ケア児の災害対策について考えよう！」というテー

マで11月16日に実施予定です。本研修会は行政の保健師や管内の小児慢性特定疾病受給者証を持つ方が利用する訪問看護や発達支援施設等の支援者を対象とします。管内の災害対策を皆様と共有するため、松戸市健康医療政策課の担当者、流山市福祉政策課の担当者から個別支援計画の取り組み状況や現状の課題について報告をいただきます。後半は「普段から顔の見えるつながりを大切に」をテーマに発達支援室びーんずの富永さんをお招きし、医療的ケア児コーディネーターの活動を知る機会としたいと考えております。

3つ目は、慢性疾患を持つお子さんの自立支援に向けた講演会です。内部疾患を持つ思春期の家族に、講演会と子ども向けレクリエーションを実施します。講演会は、東京情報大学の水野先生に「思春期をむかえるお子さんとの向き合い方」について講演いただく予定です。同時に、患者会の紹介と子育ての体験談をお話いただくため、心臓病の子どもを守る会及び千葉つぼみの会に講演を依頼しているところです。

4つ目は、ニュースレターについてです。松戸保健所は小児慢性特定疾病の受給者の方々に随時ニュースレターを配布しております。今年度の自立支援事業の内容を掲載し、情報提供する予定です。ニュースレターは松戸保健所のホームページでもご覧いただけます。

最後に、アンケートについてです。受給者証更新書類にアンケート用紙を同封し、小児慢性特定疾病をもつ児の保護者を対象に、相談につながる機会を設けております。保健所からの報告は以上です。

川崎議長

慢性疾患をもつお子さんの自立支援に向け「思春期をむかえるお子さんとの向き合い方」というテーマで講演とのことですが、やはりそこに課題感があるので、このテーマを選ばれたということでしょうか。

大越様

はい、思春期に上がりますと、だんだん学校の中でも自立して、自分のことは自分でできるようになる必要がある中で、「自分の病気はこういうもの」と相手に伝えられるようになる必要がある時期です。お母さんからも離れる時期となりますので、お母さんも今までずっと子供の世話を一から全てやっていたところをどれくらい子どもに任せていくのかという、お母さんの負担感もあるところだと思いますので、お子さんに対して、また保護者に対して特に思春期というところの講演会をしていきたいと考えております。

川崎議長

はじめは子ども向けかと思いましたが、親御さんにも同席していただくかたちですね。

大越様

はい、対象としているのは中学生以上のお子さんと保護者です。

川崎議長

続きまして、議事3 松戸市の医療的ケア児等の支援に関する取り組みについての報告でございます。はじめに、こども家庭センター 母子保健担当室より、報告をお願いします。

事務局

これからご説明いただきます、こども家庭センター 母子保健担当室の資料について、1点お知らせがございます。こちらの内容につきまして、2つの事例がある内容でして、詳細で特定の内容がございますので、この場限りの資料とさせていただきますと存じます。該当資料につきましては、会議終了後に机に

そのまま置いてお帰りいただければと存じますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

角田室長

はい、こども家庭センター 母子保健担当室の角田と申します。

関係機関の皆様におかれましては、日頃から母子保健行政にご理解・ご支援を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。母子保健担当室における医療的ケア児に向けた取組みについて、ご説明いたします。

母子保健担当室は、3か所の保健福祉センターと親子すこやかセンターが設置されており、所属する保健師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士等の多職種が健診業務や各種教室等の母子保健事業を通して、妊産婦や乳幼児とご家族の方の健康の維持増進に努めています。その中で、医療的ケア児とご家族には、主に乳児家庭全戸訪問時にお会いすることが多く、お子様やご家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら継続的に支援をしております。

次のページは、令和8年7月時点で私どもが把握をしている、医療的ケアが必要なお子様の人数や、必要な医療的ケアの内容の表でございます。気管切開、経管栄養、酸素療法などの医療管理が必要なお子様が往診や訪問看護等のサービスを利用されながら、在宅で過ごされております。

乳児家庭全戸訪問後、母子保健担当室の保健師たちはどのようにご家庭に関わっているのか、事例を通してご紹介します。

次が最後の資料です。事例を通して皆様もお感じになられたと思いますが、母子保健担当室の保健師は医療職ではありますが、お子様への直接的な医療的ケアには関与しておりません。時には保健師からのお声掛けや関わりをご負担に感じるご家庭もいらっしゃると思います。必要な時に必要な支援を届けることができるように、お子様とご家族を地域で見守り、寄り添う一員として関わらせていただいております。資料の吹き出しにも書いてありますが、お子様へは身体的・精神的な成長発達をご家族とともに見守り、ご家族へは不安や悩みに寄り添い、少しでも解消できるように必要な社会資源につないでいく役割を担うとともに、きょうだい児がいらっしゃる場合は、母子保健サービスを通してきょうだい児を支援していく、関係機関の皆様とは情報共有や地域ネットワークにより必要な時に必要な支援が届けられるような関係づくりに取り組みながら、家族が孤立せず、地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりに向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。

川越様

重要なお報告ありがとうございました。こうやって把握していただいて、良いと思います。

何点かご質問したいことがあります。まず、主に全戸訪問で把握した方が多いと思いますが、例えば長期入院をしていて、一定年齢になってから地域に戻ってくる方は、どのような把握ルートなのか、パターンもいくつかあるのかと思うので、分かる範囲で教えていただければと思います。

それから継続的な把握、バリエーションもいろいろあるとは思いますが、モニタリングの頻度は大まかにどのくらいなのか、教えていただければと思いました。

そして医ケア児の方、相談支援専門員は全員ついているのかどうか、把握している方について教えていただけたらと思います。

角田室長

はい、ありがとうございます。3つご質問いただきましたので、順次回答させていただきます。

まず1つ目。先ほど全戸訪問で主に把握しているとお話をしましたが、それ以外の把握方法は、お子様

が生まれて退院する前に医療機関から看護サマリーをいただいたり、祖父母から「孫が医療的ケアが必要だが、何か準備をしなくてははいけないか」などのご連絡を通して把握することもございます。ただ、実際にお子様にお会いして現状を把握するということでは、乳児家庭全戸訪問です。この全戸訪問は、一応4か月を迎える前までのお子さんを対象に実施している事業ではありますが、里帰り以降にしか会えない方などもあります。できる限り乳児の方にはお会いしたいので、1歳ぐらまでは訪問をさせていただいております。そういった中で、乳児期後期のお子様たちにも訪問をさせていただいております。

次に2点目、モニタリングの頻度になります。最初の頃は私どももお子様のご様子やご家族の心配など、お子様の状況がつかめないのもので、前半は3か月に一度など少し早い段階で訪問することが多いです。医療的ケアが必要なお子様は、往診や訪問看護等のサービスを利用されておりますので、そういったサービスをご利用されている場合には、節目節目でお会いさせていただいてます。例えば3～4か月健診や9～10か月健診の頃、先生のお話はどうでしたか、というお声掛けをさせていただくことや、あとは1歳半健診や3歳児健診もございますので、その頃に「健診もありますけど、その後どうですか」というお声掛けをさせていただくこともございます。そういった関わりを節目節目でしながら、その時に保護者の方が困っていることに耳を傾け、必要なことは、関係機関の方につなぐ等の支援をさせていただいております。

3つ目のご質問ですが、それぞれの医ケア児に相談員がついているかどうか、地区担当は把握していますが、今私が情報を持っていないとお答えすることができず、大変申し訳ございません。

川越様

相談支援専門員がついていればそのモニタリングは入っている、訪問診療が入っていれば定期的に第三者が家に入って継続支援をしている、外来通院している方は、訪問看護は入っている。いずれにしても、第三者の目が入っているほうが安心かとは思いますが、大事な何か福祉につないだほうが良いとかもやっていただけるなら、市の頻度は減らすことができるのかな、という気がしました。

また、きょうだい児支援などの理由で関わっていただく方法も、良い方法だと思いました。

川崎議長

次に保育課お願いいたします。

秋谷課長

はい、保育課の秋谷でございます。よろしくお願いいたします。本日、私からは令和7年度の取り組みについて3点ご報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、資料6をご覧ください。令和5年度の4月入所から継続して取り組んでおります、医療的ケア児、障害児の先行入所調整についてです。令和7年度に受け付けました、令和8年度の先行入所申請につきましては、医療的ケア児が4件、障害児が6件の申し込みがございました。このうち実際に入所となりましたのは、医療的ケア児が4件、障害児が5件で、入所に至らなかったものは障害児の1件でございます。入所に至らなかった理由につきましては、保護者の方が育児休業の延長を希望されたことによる不承諾希望でございます。

次に2点目でございます。医療的ケア児の受け入れ児童数の拡大についてです。資料の2ページをご覧ください。こちらは令和5年度以降の医療的ケア児の入所状況をまとめた表でございます。受け入れ児童数は年々増加しておりまして、令和8年度現在では9施設において15名の医療的ケア児を受け入れております。令和8年度の入所におきましても、昨年度同様、気管切開や経管栄養など複数の医療的ケアを必

要とするお子様がおり、医療的ケアの内容が多様化している状況でございます。医療的ケア児の受け入れにつきましては、お子様の医療的ケアの内容や各施設の体制を確認しながら、安全な保育の実施に向けて対応を進めているところでございます。

続きまして、3点目が松戸市医療的ケア児乳児等通園支援事業、いわゆる医療的ケア児こども誰でも通園制度についてです。昨年度より、こども誰でも通園制度におきましても、医療的ケアを必要とするお子様にご利用いただけるよう準備を進めてまいりました。令和7年度につきましては、公立保育所1か所、令和8年度につきましては公立保育所及び認定子ども園1か所において、受け入れ体制を整えているところでございます。受け入れにあたりましては、医師の指示書等の必要書類を確認するとともに、医療的ケアの内容や緊急時の対応について、関係者間で十分な調整を行う必要がございます。受け入れ実績につきましては、令和7年度が1名、令和8年度はまだ利用実績がない状況でございます。今後も利用希望がございましたら、施設の受け入れ体制や利用枠を確認しながら、順次ご案内を進めてまいりたいと思います。

最後に3ページに記載しております、医療的ケア児の今後の対応についてです。これまでの取り組みによりまして、医療的ケア児の受け入れ体制については、徐々に定着してきているところです。一方で、医療的ケアの内容が多様化していることや受け入れ児童数が増加していることから、今後も個々のケースに応じた対応が必要になるものと考えております。そのため、引き続き看護師等の人材確保で受け入れ体制の充実を図るとともに、関係機関の皆様と連携を密にし、医療的ケア児が安心して保育所生活を送ることができるよう、必要な支援を行ってまいります。また、こども誰でも通園制度につきましては、受け入れに必要な体制が整っておりますことから、今後は制度を必要とする方に関係部署等とも連携を取りながら周知を進めてまいりたいと考えております。就学後の保護者の就労継続につきましても、保護者の方からの不安の声が聞かれているところでございます。就学後には放課後の過ごし方や医療的ケアへの対応など、保育所とは異なる課題が生じることが考えられます。こうした課題につきましては、保育課だけでは対応することが難しいことから、引き続き関係各課と連携しながら、就学後も保護者の方が安心して就労を継続できるよう検討してまいりたいと考えております。以上、保育課からの報告とさせていただきます。

佐塚様

就学後の保護者の就労継続に関する不安があるというところで、以前から松戸市で行っている、児童発達支援事業所での延長加算について、今は1～2か所ぐらいの事業所しかないと思いますが、以前は何か所も事業所があると言われましたが、その後増え続けているのでしょうか。延長保育を使って、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所で延長保育を行っている事業所は増えているのかどうか、家族の就労継続に関する不安というところで、ご質問したいと思っています。

事務局

重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金は、昨年度は2事業所から補助金の申請がありました。今年度に入ってから補助金について活用しようと思っている事業所からお問い合わせをいただいているので、今年度1事業所増える見込みと把握しております。

佐塚様

はい。保育課の就労継続に関する不安というところで、「どこでも通園」のように誰でも預かれるというところも大切ですが、事業所が増えることで、いろいろなご家族が助かると思いますので、その活用を広めていただけたら良いと思います。

川崎議長

続いて、子ども居場所課より、報告をお願いします。

藤谷課長

子ども居場所課の藤谷と申します。よろしくお願いします。

私からは放課後児童クラブにおける医療的ケア児受け入れ状況について説明させていただきます。子ども居場所課では、放課後児童クラブを市内 45 か所の全小学校に設置しており、現在約 5,900 人の児童をお預かりしています。このうち医療的ケア児は、今年度は2名の児童が放課後児童クラブを利用しており、放課後等デイサービスと併用しているため、利用頻度は週2～3回程度でございます。薬液注入・導尿等の処置が必要な児童のため、クラブに来所する日に合わせて看護師を配置し、受け入れ体制の確認に取り組んでおります。医療的ケア児がクラブ利用を希望される場合には、医療行為に対応できる看護師等の配置が必須となり、運営事業者や保護者と情報共有を図り、安全な環境整備に取り組んでいるところです。放課後等デイサービスとの併用状況を踏まえたクラブ利用の頻度と看護師の勤務時間との調整に現在は苦慮しており、課題となっています。今後につきましても、国の考え方を踏まえ、医療的ケア児の受け入れについて運営法人との協議を重ねながら、子どもの状態や保護者の意向を丁寧に把握するとともに、必要な支援体制や環境の整備を進め、連携を深めてまいりたいと思います。以上です。

川越様

ありがとうございます。看護師を配置しているところがすごくありがたいことだと思います。そこだけに来ていただく看護師ということですか。もともと教育委員会の学校を巡回しているのとは全然別になりますよね。そこだけ働きたい看護師がうまく見つかるものですか。

藤谷課長

こちらから運営事業者に委託をしております。その運営法人で見つけていただいて、今のところ2名が見つかった状況ではございます。

川越様

わかりました。うまい人材配置みたいなものが、分野や課を超えてもしかしたらできると良いのかもしれないと思います。

川崎議長

次に特別支援教育課お願いいたします。

福村補佐

特別支援教育課の福村です。松戸市教育委員会特別支援教育課では、医療的ケアの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、引き続き体制を整えているところでございます。令和8年度の状況ですが、1の実施状況にもあるとおり、年度当初から指導主事のマネジメントのもと、看護職員4名が4校4名の対象者への医療的ケアを実施しているところでございます。看護職員による対応終了にあたっては、保護者へ子どもの学校生活における成長の様子について丁寧な説明を行うとともに、学校での校内支

援体制の構築を行い、看護師の見守りから段階的に教職員による見守りに移行するよう努めています。小学校への入学、中学校への進学等に伴う引き継ぎでは、指導医の前田先生にもご協力いただき、4月の当初に全職員向けの緊急対応研修会も実施させていただきました。一学期中にフォローアップで各学校に伺った際に、教職員の理解のもとに本人が安心して学校生活を送る様子が見られました。

次に「2 医療的ケア実施体制について」です。お手元の資料に実施体制について示しております。①通常の指導支援の流れ、②看護師配置時の指導支援の流れ、③児童生徒の自立を目指した取り組み、④自立した状態のイメージ図となっております。令和6年度からは看護師を各校に配置する配置型から市教委から看護師を派遣する巡回型へと転換しております。児童生徒の自立と社会参加を目指して、保護者、学校、関係機関の皆様とやりとりを重ねながら進めているところでございます。今後も松戸市医療的ケア指導医や看護師アドバイザーによる学校巡回や研修を行うことで、看護師・教職員の協働的な取り組み、関係機関との連携を強化し、在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の自立を目指した取り組みをサポートし、健康で安定した学校生活を送ることができるよう、実施体制の整備を図るよう努めてまいります。具体的には、4月の学校での保護者面談への同席、指導員巡回指導、日々の学校巡回などを通して、保護者への説明や教職員への啓発を大切に、③のように自立を目指した取り組みを進めてまいります。

次に「3 成果と課題」です。成果につきましては4点挙げさせていただきました。児童生徒自身のセルフケア確立に向けた指導支援が充実し、確実に成果を上げてきているところです。自分自身でできることが増えることによる自立と社会参加を共に目指し、看護職員による対応を固定的なものと考えずに、児童生徒本人が自ら医療的ケアを実施できるように、保護者・関係機関と連携しながら継続した指導支援を行っていきたいと考えております。課題と今後の対応については、医療的ケアを開始するにあたって、今後も保護者・学校・関係機関に丁寧に説明を行うことが必要と考えております。看護職員が学校に1日滞在する必要がある場合も、ローテーションで勤務することで巡回型の強みを活かし、情報共有を行い、柔軟かつ安心・安全に対応していきたいと考えております。

以上で特別支援教育課の報告を終わります。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

佐塚様

今の説明の中で「今後も健康で」という言葉が出ましたが、言葉尻をとらえるようですが「もともと病気があって、それでも安全に通える」などの表現にしてもらえたら良かったと思いました。私感です。

それと、医療的ケアのお子さんたちが高校に通う際、これは高校も大丈夫ですか。中学校までですか。

福村補佐

義務教育なので小・中になります。

富永様

気管切開の一人は多分私が担当しているお子さんだと思います。1年生の最後ぐらいから自立を目指すということで、自己排痰の場面を見せていただいた。気管切開の気管口にティッシュを当てて、ごほって自分でやるもので、カテーテルは使わないで自己排痰をしている場面を見せていただきました。手順とか手技に関してはとてもよくやっていて、自分でも「今日はこの時間は排痰する」「この時間はしない」と、すごく張り切ってやっていた。お母さんのお話を聞いた中で「もう看護師はカテーテルでやってくれないのでしょうか」と相談を受けた事例があります。その子が使っているデイサービスの看護職員の話などを聞いても、少し取り切れていないとか、気管口が荒れてしまって、「これだけだと不十分なのは」と疑問

の声が出ていました。お母さんは、学校での窓口はどなたかがなかなか分かりづらく、誰に言っているのかわからないところがあったようです。関係機関と共有についてですが、放課後等デイサービスの看護師も児童発達支援の時から見ていて、その子の成長の過程も見えていただったので、ぜひそういう方とも連携を取っていただきたいと思います。相談員や放課後等デイサービスの職員も関係機関の数に入れていただいて情報共有していただけると、もっとその子のことがわかるのではないかと思います。以上です。

福村補佐

貴重なご意見ありがとうございます。学校の窓口は原則、教頭が窓口という担当になるかとは思いますが、それも含めて、教育委員会、学校、それから保護者の方、あとは関係機関の皆様と、子どもを中心に据えて、子どものために何ができるかを考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

富永様

保育所等訪問で行った時も、教頭先生にはそのお話はしようと思ったのですが、教頭先生もなかなか自己排他などについて多分ご存知なかったと思います。緊急時の研修はされているようですが、私たちからすれば、本当に誰に言っているんだかというところがあったので、看護師のコーディネーターはいらっしゃいますか。

福村補佐

看護師のコーディネーターの方は学校にはいないです。年に数回、看護師のために研修を実施していただけることになっています。学校へ啓蒙していくことも必要かと、課題として考えておりますので、引き続き学校の理解を浸透させていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

富永様

その啓蒙のところですが、そもそも「医ケアとは何か」というようなキャラバン的な研修会を医療的ケア児支援センターでやっているの、せつかくの機会だと思います。医ケア児がそちらこちらに出てきて、皆さんが「なんで喉から穴が開いているのかな」「なんでお鼻から注入しないといけないのかな」「胃ろうはどうなっているのかな」といったことに触れる機会もあるので、先生方、同級生のお母さん・お父さん方、それから子どもたちも本当に不思議に思っている一緒に学んでいると思うので、ぽらりすの方などをお願いして、啓蒙していったら良いかと思います。

山野木様

ぽらりすの山野木です。本日は参加させていただいてありがとうございます。学校教育に関しては、他の市町村でも大きな課題になっています。窓口になる教頭先生が中心ですけど、なかなかこの新しい医療的ケアというところが、若い先生たちの方が実はよくわかっていたりします。教頭先生にとってはなかなか難しかったりして、もちろん教育委員会の先生たちはすごい努力して周知をかけていますが、なかなか配置人数も少なく、学校全体的に難しいところも課題かと思いますが、もちろん教育委員会の中でも共有してほしい部分もあるし、またそれをコーディネーターの方がサポートするということでも欲しいと思います。あと、ぽらりすとしても、教育の研修を行っています。松戸の方々も来てくださったかと思います。現場の看護師の方たちが多くて、私たちとしては学校管理者・教育委員会の方に来てほしいというところ

で、熱心な市町村が来てくれるかなと思います。千葉リハは遠いので、アウトリーチというかたちで私たちも研修でご助力できたらと思っています。

川越様

学校現場で教職員の先生方は医療行為に原則としては関わっていらっしゃらないですか。

福村補佐

はい、関わっていないです。

川越様

そうだと思いますけども、いただいた資料のこの絵を見ると、教職員の先生が「学校での指導支援」と書いてあるので、医行為の指導や支援をしているのかな、という風に一瞬思ってしまう。

福村補佐

すみません、医行為以外の指導支援というかたちになりますので、来年度に向けて改善します。

川越様

医ケアの実施体制の絵として見ると、見守りはしているということなのかとか、そんな風に思いました。さすがに手は出づらいというのはもちろんそうだと思いますけど、一方で緊急事態発生時には救命措置的な意味で言えば、何かしら手を出さなくてはいけない局面もあるかもしれません。当該児がいるところでは別途研修をやっているということですか。

福村補佐

はい、そうですね。

川越様

それからもう1個関連して、今の富永さんのご担当のお子さんかもしれないですけども、気管切開のお子さんが現にいらっしゃるクラスの同級生、同じ学校の他の児童生徒の方全員にとって福祉教育の機会になっているのではないかと思います。お子さんの反応はどんな感じなのか、というのは分かりますか。

福村補佐

そうですね。特にそういうのはなくて、普通のお子さんと一緒に同様に接しているようです。

川越様

普通の友達として一緒にいられている感じですか。すごく意味のあることだと思います。

それから富永さんに提案です。例えば、教頭先生もいいですけど、担任の先生でも養護の先生でも、そして巡回してくださる看護職員の方も含めて、サービス担当者会議を学校でやってみるのはどうですか。

富永様

はい、ありがとうございます。特別支援学校では「サービス担当者会議をやりたい」と言ったら、必ず

受けていただけます。ただ、やっぱり一般の学校では「私たちやりたいです」と言っても、市立の学校では「それは何なんでしょう」とか言われてしまうので、時々個人面談などに同席させていただくことはしていますが、ご理解いただければ、デイサービスの看護師などを連れてやれたらいいと思います。

川越様

誰にとってもやったことがないものは初めてですので、ぜひどうですか。教育委員会からも後押ししていただけると、やってみないと何がいいのか、誰を呼ばばいいのか、何の話し合いをするのか、やったことないことは想像できないかもしれませんけれども、お子さんが1日の中で学校にいる時間は相当の割合を占めるわけなので、ぜひ知っておいていただきたい、と思いました。

川崎議長

ありがとうございます。他にご質問ご意見ございませんでしょうか。
そうしましたら、次の【資料9】、健康福祉会館 お願いします。

廣瀬館長

はい、健康福祉会館 廣瀬でございます。令和8年度の松戸市こども発達センターにおける医療的ケア児の支援の取り組みについて発表させていただきます。

まず資料の訂正をお願いしたいのですが、「1 通園部門における医療的ケア児支援の状況」の下「知的障害児クラス：6クラス69名」と打ってしまいましたが、1クラス10名で行っておりまして「59名」に訂正いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、発表させていただきます。当センターでは医療的ケア児の支援を行う中で、児童の特性、医療的ケアの必要度、保護者のニーズ等、多様化が近年進んでおり、それらの課題を整理しながら、日々の支援体制を充実することを目標に今年度も活動しております。通園部門における医療的ケア児の状況でございます。今年度、4名の医療的ケア児のお子様が通われており、知的障害児クラスが6クラスあります。その中で4歳児の方が1名います。この方は、昨年度より週3回マイクロバスの送迎も実施しております。

マイクロバスには必ず看護師が同乗しております。肢体不自由児クラスは1クラス9名、その中で4歳児のお子さん1名、3歳児のお子さん1名、2歳児のお子さん1名、計3名のお子様が通われております。

続きまして、令和8年度の課題と取り組みを3点ご紹介させていただきます。

1つ目が医療的ケア児の保護者支援と活動制限への理解の促進です。医療的ケア児につきましては、安全確保の観点から、バスの送迎、プール活動、園外活動への参加に一定の制限が生じる場合がございます。そのため、保護者の方からは時々「我が子だけ参加できない活動がある」とか「他の子と同じようにプールの活動をさせてほしい」といったお声が聞かれることがあります。そのような個別相談の充実につきましては、PT・OT・心理士等、専門職が在籍しております。また、計画相談員との連携を強化しながら、保護者への丁寧な説明と心理的な支援に今後も取り組んでいくということで、8年度も進んでおります。

2点目、肢体不自由児クラスにおける支援の整理です。肢体不自由児クラスには、障害の特性、医療的ケアの必要度、2歳から4歳という発達段階が異なる児童と一緒に在籍しております。また、親子通園と単独通園という異なる勤務形態が1つの部屋で混在している状況もございます。こちらは発達センターの一元化により起こったことでございますが、支援において提供すべき療育の内容や、保護者支援を含めた支援の目的や範囲を整理しまして、より効果的な支援体制の構築を進めていくことに取り組んでおります。

3点目、喀痰吸引等研修修了者の運用体制の整備です。昨年度予算をいただき、令和7年度喀痰吸引研

修については、1号研修を2名、3号研修を1名が修了しております。8年度にも新たに1号研修を1名養成する予定で予算取りをしましたが、今年度研修費用が65,000円以上の値上がりがありました。その研修には行けないとなり、1号研修から3号研修に変えて育成しようと、今進んでおります。また、1号研修や3号研修が終わった者も、バス添乗や園外活動において、まだまだ単独では難しいので看護師が中心となって対応している状況です。今後は研修修了者の役割や業務範囲を整理して、より安定した支援体制の構築を進めていきたいと考えております。

まとめとしましては、医療的ケア児一人ひとりの状況に応じ、個別支援を充実させるとともに、今後も支援の標準化を図りながら、児童の支援、また保護者支援ですね。安心して通園できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。発表は以上になります。

川崎議長

最後に「議事4 その他」ですが、構成員の皆様から医療的ケア児等の支援に関する情報で共有したい内容や報告等がありますでしょうか。

特に無いようですので、本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。